

墨田区消費者ニュース

平成27年8月発行 第105号

ふれあい活カドリ

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

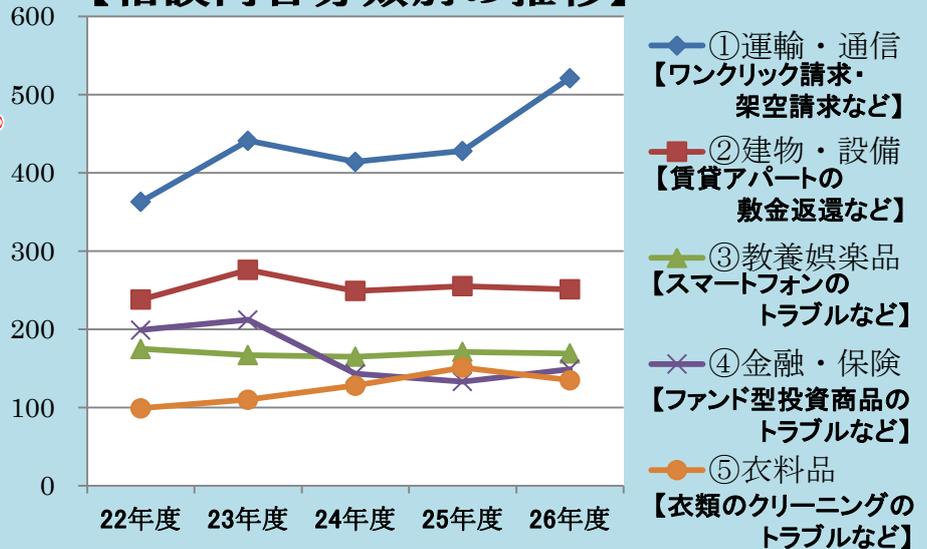
平成26年度に寄せられた消費生活相談で多かった事例

総計1,945件の
相談が寄せられました。

困った時は
お早めにご相談を



【相談内容分類別の推移】



分類	主な相談内容	主な事例	相談件数
①	ワンクリック請求、メールでの架空請求など	<ul style="list-style-type: none"> 無料の動画を再生したら登録となり、登録料金を請求された。 「デジタルコンテンツの使用料金を滞納している。」とメールが送られてきたが身に覚えがない。 	521
②	賃貸アパートの敷金返還など	2年間住んでいた賃貸アパートを退去した。敷金を家賃一月分支払っているが、高額なハウスクリーニング代等を請求された。	251
③	スマートフォン・パソコンのトラブルなど	スマートフォンを買い替えたら、Wifiを勧められて契約した。解約したいが解約料が高額である。	169
④	ファンド型投資商品に関するトラブルなど	高利回りの社債の満期日がきたが、約束どおりの返金がない。	149
⑤	衣類のクリーニングに関するトラブルなど	クリーニング店に婦人用のハーフコートを出した。取りに行ったら店に無く、業者が紛失したようなので補償してほしい。	135

名刺広告の掲載を断ったのに 掲載料を請求された。



1ヶ月前、業者から「地方新聞の母校の活動を応援する広告欄に名前を掲載しないか」と勧誘の電話があったので断った。2日前、その申込確認書と掲載料1万800円の振込票が届いた。電話勧誘の時に断っているし、申込確認書に「本書面の受領日を含む8日間はクーリング・オフにより解除が可能」と書いてあるのでクーリング・オフしたい。



相談者にクーリング・オフについて説明をして、葉書で業者に通知するよう伝えました。本事例の申込確認書にはクーリング・オフの記載があり、業者がクーリング・オフに応じて解決することができました。

【アドバイス】

電話勧誘販売は、法定書面の受領日から8日間以内であればクーリング・オフにより無条件で解除ができます。

本事例は掲載料も未払いであり、事業者もクーリング・オフに応じましたが、事業者の中にはクーリング・オフ期間内にもかかわらず掲載料の返金に応じず、消費者センターの斡旋にも応じないなど、被害の救済が難しいこともあります。

不要な電話勧誘にはきっぱりと断りましょう。本事例のように断ったにもかかわらず一方的に掲載紙を送りつけて、掲載料を請求された場合はお金を支払わずに消費者センターに相談して下さい。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

